

四日市市告示第317号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した開発行為に関する工事は、次のとおり完了した。

令和7年4月4日

四日市市長 森 智広

1 工事完了年月日

令和7年4月3日

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

四日市市大井手二丁目108番1ほか3筆

3 許可を受けた者の住所及び氏名

愛知県一宮市東出町7番地の1
株式会社エサキホーム
代表取締役 江寄 豪治

(都市整備部開発審査課)